能代市在宅障害者支援施設とらいあんぐる

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和７年８月

能　　代　　市

― 目　次 ―

Ⅰ 施設の概要
　１　名称及び所在地 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　２　施設の規模等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　３　施設利用等状況〔別表１〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　４　条例等で定める使用料〔別表２〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　５　主な維持管理費の状況〔別表３〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
Ⅱ 管理運営の条件
　１　管理運営の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　２　指定予定期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　３　管理の基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　４　指定管理者が行う業務の範囲等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　５　利用料金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　６　指定管理料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　７　行政財産使用許可の対応について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　８　能代市在宅障害者支援施設連絡協議会について ・・・・・ 3
Ⅲ 申請の手続き
　１　申請者の資格要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
　２　募集要項の配布 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
　３　募集説明会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
　４　質問事項の受付及び回答 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　５　申請方法等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　６　申請に際しての留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　７　ヒアリングの実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
Ⅳ 指定管理者候補者の選定
　１　選定等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　２　選定審査対象からの除外 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
Ⅴ 指定管理者の指定と協定の締結
　１　指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
　２　協定の締結 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
　３　協定締結の解除等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
Ⅵ 指定後の留意点
　１　事業報告書の提出等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
　２　原状回復義務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
　３　個人情報の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
　４　損害賠償の義務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
　５　指定の取消し等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
《 スケジュール 》 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１
　※　別表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２
　※　施設平面図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５

能代市では、能代市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例及び能代市在宅障害者支援施設条例（平成１８年能代市条例第１１０号）の規定に基づき、能代市在宅障害者支援施設とらいあんぐるの指定管理者を次のとおり募集します。

Ⅰ 施設の概要

１ 名称及び所在地

名　称　：　能代市在宅障害者支援施設とらいあんぐる（以下「とらいあんぐる」という。）

所在地　：　能代市万町１０番４号

２ 施設の規模等

敷地面積　：　２，０００．０４㎡

延床面積　：　６９９．６７㎡

建物構造　：　木造平屋建

主な施設内容（別添図面参照）：

- 第１会議室（42.33 ㎡）
- 第２会議室（42.33 ㎡）
- 機能訓練室（34.39 ㎡）
- 創作室（36.51 ㎡）
- 第１研修室（21.97 ㎡）
- 第２研修室（21.97 ㎡）
- 調理室（21.97 ㎡）
- 娯楽室（21.97 ㎡）
- 相談室（12.32 ㎡）
- 静養室（7.45 ㎡）
- 脱衣所兼更衣室（12.42 ㎡）
- 浴室（13.69 ㎡）
- 談話コーナー（26.49 ㎡）
- 事務室（46.40 ㎡）
- 小規模作業室（133.29 ㎡）
- 男子トイレ（大１、小３）
- 女子トイレ（大２）
- 身障者用トイレ（２）

主要基盤　：　上下水道、厨房設備（電気）、冷暖房設備（電気）

３ 施設利用等状況

別表１のとおり（１２ページ参照）

４ 条例等で定める使用料

別表２のとおり（１２ページ参照）

５ 主な維持管理費の状況

別表３のとおり（１３ページ参照）

Ⅱ 管理運営の条件

１　管理運営の基本方針

指定管理者は、以下の基本方針に基づいて施設の管理運営を行うものとします。

① 在宅障がい者の自立及び社会参加等を総合的に支援するとともに、憩いの場を提供し、障がい者福祉の増進を図ること。
② 関係法令、条例、規則等を遵守すること。
③ 公の施設であることを念頭に、利用者の平等な利用に配慮し、差別的取扱いをしないこと。
④ 利用者の意見･要望を適切に管理運営に反映し､サービスの向上に努めること。
⑤ 効率的・効果的な管理運営に努めること。
⑥ 個人情報の保護に特に留意すること。

２　指定予定期間

指定の予定期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとします。

なお、指定の期間は、能代市議会の議決を経て正式決定となります。

３　管理の基準

別添「能代市在宅障害者支援施設とらいあんぐる業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によります。

４　指定管理者が行う業務の範囲等

指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）の範囲及び内容は、次に掲げる業務とします。（詳細は仕様書参照）

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する障害者相談支援事業に係る業務
② 障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターに係る業務
③ 障害者総合支援法に規定する障害支援区分認定調査等に係る業務
④ とらいあんぐるの使用許可、使用の制限及び使用許可の取消し等に係る業務
⑤ とらいあんぐるの施設及び設備の維持管理に係る業務
⑥ とらいあんぐるの利用に係る料金の収受等に係る業務
⑦ とらいあんぐるの利用料金の減免に係る業務
⑧ 前７号に掲げるもののほか、とらいあんぐるの管理に関し市長が必要と認める業務

５　利用料金

とらいあんぐるの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者が直接収受し、指定管理者の収入として取り扱うこととします。

なお、利用料金は、条例で定める使用料の金額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て決定することになります。

【利用料金参考額　　２６２千円／年】
（施設使用料　１６６千円／年
地域活動支援センター事業利用者負担金　９６千円／年）

６　指定管理料

利用料金収入のほか、市から支払う指定管理料により、とらいあんぐるの管理運営を行っていただきます。指定管理料には、利用料金で不足する人件費、光熱水費、保守点検料、消耗品費、小破修繕料等が含まれます。

【指定管理料参考額　４６，７４３千円／年】

※内訳は別表４のとおり（１４ページ参照）

① 上記の金額は、参考額であり、実際の指定管理料は予算議決後に確定するため、これと異なることをご承知おきください。

② 上記の金額は、消費税率を１０％として算出しています。今後、消費税率が変更された場合は、それに応じた指定管理料となります。

③ 指定管理料の額は、年度ごとに協定で定めます。また、支払いは、原則四半期毎に行うこととします。

④ 利用料金収入及び指定管理料については、過不足による精算は行いません。ただし、天災、不可抗力等指定管理者の責めによらない事由による場合は、協議することとします。

⑤ 上記の金額には、職員の賞与及びこれに係る社会保険料（事業主負担分）に充てるための費用が含まれます。当該費用の額は、指定管理者が対象となる職員に実際に支払う給料月額の 4.60 月分を基準に見込んでいます。なお、当該費用は、上記④にかかわらず精算します。

⑥ 指定管理業務に係る経理は、その他の業務（指定管理者の固有業務等）に係る経理と区分するとともに、専用の口座において管理してください。

７　行政財産使用許可の対応について

行政財産使用許可及び使用料の徴収に係る事務は市が行います。

下記使用許可箇所の光熱水費は、申請人の負担とし、指定管理者が一時全額立替払いした後、指定管理者が申請人に請求し、徴収するものとします。

① 小規模作業室

② 自動販売機

８　能代市在宅障害者支援施設連絡協議会について

本市の在宅障がい者を総合的に支援するため、また施設の円滑な運営や市内関係事業所等と連携するため、指定管理者において能代市在宅障害者支援施設連絡協議会を設置するものとします。

Ⅲ 申請の手続き

１　申請者の資格要件

とらいあんぐるの指定管理者の指定申請を行うことができるものは、下記①から⑥までの全ての要件を満たす法人とします。申請時点において法人として未設立である場合は、申請できません。

① 能代市内に障害者総合支援法に基づく指定一般相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所を有すること。
② 能代市の請負契約等の指名停止を受けていないこと。
③ 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。
　ア 破産者で復権を得ない者
　イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
　ウ 集団的に、又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者及びこれと同等と認められる者
④ 会社更生法又は民事再生法による手続を行っていないこと。
⑤ 市税等を滞納していないこと。
⑥ ２年以内に指定管理者の指定を取り消されていないこと。

２　募集要項の配布

① 配布期間　　令和７年８月１日（金）午前８時３０分から
　　令和７年９月１２日（金）午後５時１５分まで
　※ 土・日・祝日を除く。
② 配布場所　能代市市民福祉部福祉課ふれあい福祉係
　　二ツ井地域局市民福祉課福祉保健係
　　又は能代市ホームページ（福祉課のページ）からダウンロードしてください。
　※ 郵送又はメールによる配布は行いません。

３　募集説明会

① 説明会への出席を希望する場合は、事前に説明会参加申込書（様式第１号）を提出してください。
　ア 提出期限　　令和７年８月２０日（水）午後５時１５分まで
　イ 提 出 先　　能代市市民福祉部福祉課ふれあい福祉係
　ウ 提出方法　　直接持参するか、ＦＡＸ、メール又は郵送にて提出してください。
② 説明会への参加者数は、１事業者につき２名までとします。
③ 説明会は、下記のとおり開催します。
　ア 日時　　令和７年８月２２日（金）　午前１０時～１１時
　イ 場所　　能代市役所 会議室７（３階）
　※ 説明会には、募集要項・様式等を持参してください。

４　質問事項の受付及び回答

①　本募集に関し、質問がある場合は、質問書（様式第２号）を提出してください。電話又は口頭による質問は受け付けません。

ア　受付期間　　令和７年８月１日（金）午前８時３０分から
　　令和７年９月１２日（金）午後５時１５分まで

イ　提 出 先　　能代市市民福祉部福祉課ふれあい福祉係

ウ　提出方法　　直接持参するか、ＦＡＸ、メール又は郵送にて提出してください。

②　質問の回答は、質問書の受理後１週間以内を目安に、能代市ホームページに掲載します。その他の方法での回答は行いません。全ての質問について、質問団体名を伏せ一括して掲載しますが、事業所固有の情報等に係るものについては、個別に対応させていただく場合があります。

５　申請方法等

①　受付期間　　令和７年９月１日（月）午前８時３０分から
　　令和７年９月１９日（金）午後５時１５分まで

※　土・日・祝日を除く。

※　申請書類は必ず持参し、提出してください。

②　提出場所　　能代市市民福祉部福祉課ふれあい福祉係

③　提出部数　　正本（原本）１部、副本（写し）１７部

※　正本には、代表者等の印・各種証明書等の原本を添付し、副本には、その写しを添付してください。

④　提出書類一覧

次の一覧表の１～７を提出してください。

番号	項　　目	提　出　書　類	様　式　等
	説明会参加申込書	所定の様式	様式第１号
	質問書	所定の様式	様式第２号
1	指定申請書	所定の様式	様式第３号
2	団体の概要等	所定の様式	様式第４号 様式第４号－２
3	事業計画書	所定の様式	様式第５号 様式第５号－２ 様式第５号－３
4	収支計画書	所定の様式	様式第６号
5	定款又は寄附行為	最新のもの（写し可）	
6	法人登記簿謄本	最新のもの（写し可）	
7	決算書等	①直近２年間の決算関係書類 （貸借対照表、損益計算書） ②納税証明書 （法人に課税されている全ての市税等について滞納がないことの証明）	

※　「納税証明書」については、添付の「税証明交付申請書」により、能代市税務課から証明書（滞納がないことの証明）の発行を受けてください。

※　このほか、審査・選考にあたり資料の提出を求める場合があります。

⑤　提出書類の体裁

提出書類は、以下の要領で１部ずつファイル（紙製）に綴ってください。

ア　上記「④提出書類一覧」の番号順に綴り、項目毎に見出しをつけてください。また、ページ番号もつけてください。

イ　書類はＡ４サイズ（縦）とし、左綴じとしてください。

ウ　各様式の文字数、行数、文字間隔等は、任意に変更して構いません。また、枠の拡大・縮小も可とします。ただし、記載すべき事項が欠けないようにしてください。

エ　提出書類の枚数に制限はありません。

（イメージ）　　（見出しの例）

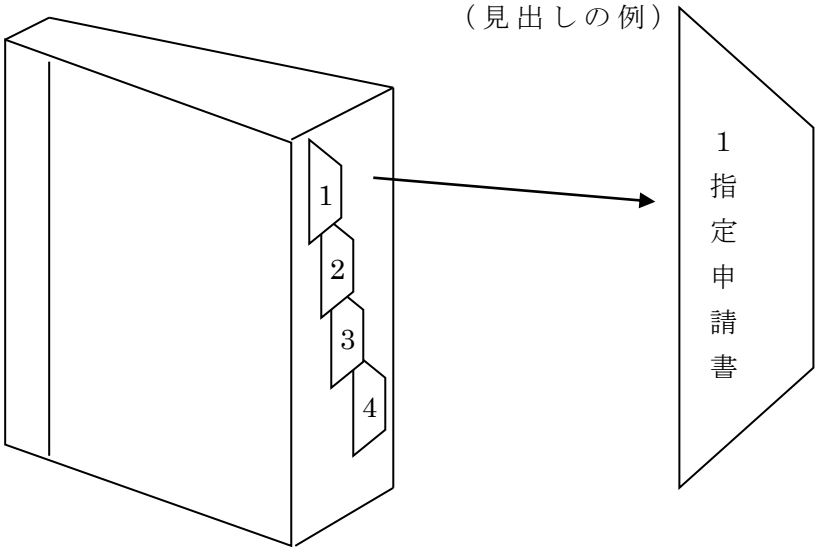

（以下「５」「６」「７」）

６　申請に際しての留意事項

①　提出期限後においては、提出書類の内容変更は認めません。

②　提出すべき書類のほかは、市から追加提出の指示があったもの以外の資料の提出は認めません。

③　提出書類は、理由の如何にかかわらず、返却しません。

④　申請書類の提出後に辞退する場合は、辞退届を提出してください（様式任意）。

⑤　提出書類の著作権は、申請者に帰属しますが、市が指定管理者を選定するにあたり必要な場合は、その全部又は一部を申請者の許可なく無償で複製・使用できることとします。

⑥　指定管理者候補者の選定結果として、候補者名、評価点、選定理由、審査講評を公表します。また、候補者の提出書類、選定委員会の会議の概要については、能代市情報公開条例に定める非公開情報を除き公開します。

⑦　申請及びヒアリング等に要する費用は、全て申請者の負担とします。

⑧　とらいあんぐるの実地見学を希望する場合は、事前に市に連絡をした上で、職員立ち会いの下、見学してください（連絡先は、１１ページに記載）。

7　ヒアリングの実施

指定管理者候補者の選定にあたり、能代市公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）によるヒアリングを行います。ヒアリングの内容は、申請団体による提出書類の説明と選定委員会による質疑応答を予定しています。日程につきましては、募集期間終了後に申請団体へ通知します。

なお、ヒアリングの順番は、原則として申請順とします。

Ⅳ 指定管理者候補者の選定

1　選定等

申請書類受理後、資格要件及び提出書類の確認を行います。

その後、選定委員会において、提出された事業計画書等の内容に基づきヒアリングを行い、下記により審査を行った結果、最も評点が高い申請者を指定管理者の候補者として選定します。

なお、選定の結果は、各申請者に対し通知するほか、公表することとします。

（採点基準）

評　価	評　価　基　準	点　数
A （非常に良い）	施設の設置目的及び管理運営の条件（以下「条件等」という。）を理解し、具体的かつ発展的な計画である。	5
B （良い）	条件等を理解し、具体的な計画である。	4
C （要一部改善）	具体的な計画であるが､条件等の理解や内容が一部不足している。	3
D （不足）	計画が抽象的である。記載すべき内容が不足している。	2
E （不適）	条件等を理解していない。記載すべき内容と異なる。	1
F （無記載）	記載がない。	0

（配点を１０点、２０点としたものは、上記点数をそれぞれ２倍、４倍する。）

（選定基準項目等）

項　目　及　び　着　眼　点		配　点
①とらいあんぐるの管理運営にあたっての基本的考え方について		
	公の施設であるという認識があるか。	5
	施設の設置目的を理解しているか。	5
②とらいあんぐるの効用を発揮するためのサービス向上の取組について		
	施設の効用発揮につながるサービス向上の具体的な取り組みが示されているか。	5
	利用時間、休館日について工夫され、具体的に示されているか。	5

③とらいあんぐるの管理経費の縮減に係る取組について		
	経費節減の内容、手法が具体的に示され、適切な管理経費が確保されているか。	5
	収支計画に、具体的に経費の節減効果が反映されているか。	5
④職員の配置計画等について		
	具体的で十分な職員体制が組まれているか。	5
	労働時間等、労働関係法規を遵守した勤務形態、勤務条件となっているか。	5
⑤公平、平等な利用に係る取組について		
	施設の利用者の捉え方は的確か。	5
	使用申込の受付、決定、許可の具体的な手法が計画されているか。	5
⑥利用者要望の把握と業務への反映方法及び苦情処理の対応について		
	利用者要望を把握し、業務へ反映させる方法が計画されているか。	5
	苦情処理の対応が示されているか。	5
⑦危機管理、衛生管理、個人情報保護に対する取組について		
	衛生管理・危機防止対策について具体的に計画されているか。	5
	非常時・緊急時における対応が具体的に計画されているか。	5
	利用者の個人情報保護のため、個人情報の適正な管理方法が具体的に示されているか。	5
⑧団体の経営状況等について		
	団体の経営方針等は、公の施設の管理運営に相通じているか。	5
	財務状況等、安定的に管理運営できる能力が認められるか。	5
	団体の業務、経営状況等を外部に公表しているか。	5
⑨とらいあんぐるで行う事業について		
	事業に対する知識や経験を有し、有資格者による専門的な指導、助言等、相談体制への取り組みが示されているか。	１０
	障がいのある方個々のニーズに対応し、福祉の増進及び利用者の増加を図るための取り組みが示されているか。	１０
	関係団体等との連携、情報共有化を図る体制が組まれているか。	１０
⑩障がい者福祉に対する理念について		
	障がい者福祉に対する団体としての理念を持ち、事業が計画されているか。	１０
		総配点　１３０

２　選定審査対象からの除外

申請者が下記の要件のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定審査の対象から除外します。

①　申請者が資格要件に該当しないことが判明した場合

②　この要項に違反又は著しく逸脱した場合

③　本募集について複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合

④　本件業務に関係する本市職員及び選定委員と接触し、不当な要求等を申し入れ

た場合又は不正に情報を入手しようとした場合
⑤　提出書類の内容に虚偽又は不正があった場合

Ⅴ 指定管理者の指定と協定の締結

１　指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された団体は、能代市議会令和７年１２月定例会（予定）で議決を得て、正式に指定管理者に指定されます。

２　協定の締結

上記指定後、市と指定管理者は、施設の管理に関する細目的事項を協議し、協定を締結することとします。協定の主な内容（予定）は、下記のとおりです。

①　管理の業務に関する事項
②　市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
③　管理の業務に関し保有する個人情報保護に関する事項
④　権利義務の譲渡の禁止に関する事項
⑤　事業計画、事業報告書等の提出に関する事項
⑥　損害賠償に関する事項
⑦　利用料金に関する事項
⑧　管理業務の引継に関する事項
⑨　前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

３　協定締結の解除等

指定管理者が管理の開始日までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取消し、協定の締結をしない又は協定を解除することがあります。

①　財務状況の悪化その他の事由により事業の履行が確実ではないと認められるとき。
②　社会的信用を著しく損なうなど指定管理者として不適当と認められるとき。

Ⅵ 指定後の留意点

指定管理者は、本要項に定める業務の実施のほか、条例及び規則に従い、次の事項について留意してください。詳細は協定において定めます。

１　事業報告書の提出等

①　毎年度終了後３０日以内に次の事項を記載した事業報告書を提出していただきます。
　ア　管理業務の実施状況及び利用状況

イ　利用料金その他収入の状況
ウ　管理に係る経費の収支状況
エ　その他必要事項

② ①のほか、必要に応じて管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は臨時に報告を求め、また実地調査を行い、必要な指示をする場合があります。

③ 毎年度、モニタリングによりとらいあんぐるの管理状況及び指定管理業務の実績を評価し、結果を公表します。

２　原状回復義務

指定期間が満了したとき、又は指定の取消し等により、とらいあんぐるを管理しないこととなった場合は、施設及び設備を速やかに原状に回復していただきます。

３　個人情報の取扱い

指定管理者及びとらいあんぐるの業務に従事している者は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、とらいあんぐるの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することを固く禁じます。指定期間が満了したとき、又は指定の取消し等により職務を退いた後も同様とします。

４　損害賠償の義務

やむを得ない理由があるときを除き、指定管理者が故意又は過失によりとらいあんぐるの施設又は設備を損壊、滅失したときは、これによって生じた損害を賠償していただきます。

５　指定の取消し等

① 指定管理者が次のいずれかに該当するときは、指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

ア　条例、規則の規定に違反したとき。
イ　協定の内容に違反したとき。
ウ　市の指示に従わないとき。
エ　当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

② 上記の取消し等の場合において指定管理者に生じた損害については、市は責任を負いません。

《スケジュール》

年　月　日	内　　容
７年８月　１日（金）	募集要項配布開始
７年８月２０日（水）	説明会参加申込期限
７年８月２２日（金）	説明会　　募集要項配布及び質問受付
７年９月　１日（月）	
７年９月１２日（金）	応募受付
７年９月１９日（金）	
７年１０月中旬	ヒアリング
７年１１月中旬	選定結果通知
７年１２月	議会へ議案提出
議決後、　協定書締結　→　引継業務　→　指定管理開始	

【書類等の提出先】
〒０１６－８５０１
能代市上町１番３号
能代市市民福祉部福祉課ふれあい福祉係
ＴＥＬ　０１８５－８９－２１５２
ＦＡＸ　０１８５－８９－１７７１
E-mail　fukushi@city.noshiro.lg.jp

（別表１）施設利用等状況

①障害者相談支援事業利用状況

年　度	相談件数
4	812 件
5	821 件
6	746 件

②地域活動支援センター事業利用状況

年　度	活動支援サービス	交流支援サービス	延べ利用者数
4	738 人	1,086 人	1,824 人
5	769 人	1,017 人	1,786 人
6	754 人	1,055 人	1,809 人

③障害支援（程度）区分認定等調査状況

年　度	調査実績
4	371 件
5	310 件
6	325 件

④各室利用状況

年　度	開館日数	浴室	会議室等	調理室	娯楽室	計	団体数
4	293 日	284 人	1,195 人	89 人	380 人	1,948 人	705 団体
5	295 日	234 人	1,399 人	101 人	342 人	2,076 人	690 団体
6	292 日	235 人	1,901 人	126 人	476 人	2,738 人	770 団体

（別表２）条例等で定める使用料等

①能代市在宅障害者支援施設条例で定める使用料

区　分	１時間（浴室については１回）につき	
	使用責任者が障害者の場合	左記以外の場合
第１会議室	５０円（１００円）	１００円（１５０円）
第２会議室		
機能訓練室		
創作室		
第１研修室		
第２研修室		
調理室	７０円（１２０円）	１４０円（１９０円）
娯楽室	５０円（１００円）	
浴室	１５０円	

備考１　（　）内の額は、冷暖房使用時の料金とする。

２　使用時間に１時間未満の端数があるときは、当該端数を１時間として計算する。

３　障害者の入浴を介護する者の浴室の使用に係る料金は、徴収しない。

②能代市地域活動支援センター事業実施要綱で定める利用者負担金

(1)　活動支援サービス事業　１回当たり１９０円

(2)　交流支援サービス事業　１回当たり１００円

次に掲げる者については、利用者負担金を要しないものとする。

(1)　生活保護受給世帯に属する者及び市町村民税非課税世帯に属する者

(2)　災害、疾病その他やむを得ない理由により、利用者負担金を負担することが困難であると市長が認めた者

（別表３）主な維持管理費の状況

現状における維持管理費の状況です。維持管理の手法の違いにより変動することをご承知おきください。

●光熱水費、燃料費等の状況

（単位：千円）

項　目	区分	４年度	５年度	６年度	備　　考
電気料	年	２，３９２	２，１５０	２，３６８	空調設備等
上下水道料	年	３５０	４２９	３６３	浴室等
灯油代	年	２０３	１５０	１７７	浴室
電話代（インターネット・火災通報用含む）	年	２８６	２７４	２８５	

●各種保守点検、その他の状況（令和６年度実績）

（単位：円）

項　　目	区分	金　　額	備　　考
電気保安業務委託	年	１９５，３６０	
警備業務委託	年	２５０，８００	
自動ドア保守点検委託	年	７７，０００	
防災設備点検委託	年	６３，８００	
空調機保守点検委託	年	５６４，３００	
日常清掃業務委託	年	４２０，０００	単価契約
定期清掃業務委託	年	１９９，１００	ガラスサッシ清掃年１回 床洗浄・ワックス塗布年２回 梁清掃年１回
ＮＨＫ受信料	年	２０，５５３	衛星１台（振込用紙）
カラオケ機器リース	年	３０３，６００	

（別表4）指定管理料参考額

項目	項目		金額（円）	積算根拠
年間維持管理費用(税抜き)	人件費		33,105,627	
		賃金	28,416,387	職員７人分
		社会保険料	4,689,240	
	報酬		1,266,057	ピアカウンセラー、センター事業講師分
	旅費		30,574	研修旅費、認定調査旅費
	需用費		3,810,367	
		消耗品	763,631	施設用消耗品、新聞代、センター事業材料費、各種事業消耗品、救急薬品等
		光熱水費	2,439,320	電気料、上下水道料
		燃料費	334,688	灯油、公用車用ガソリン
		修繕料	272,728	小破修繕
	役務費		555,217	
		通信運搬費	363,652	電話料、郵送料
		手数料	48,364	職員健康診断
		保険料	143,201	職員傷害保険、施設総合保険、レク保険、公用車保険
	委託料		1,774,274	自動ドア保守点検委託料、警備業務委託料、電気保安業務委託料、防災設備点検委託料、日常清掃業務委託料、定期清掃業務委託料、除草・草刈り等委託料、空調機保守点検委託料
	使用料及び賃借料		1,547,475	ＮＨＫ受信料、コピー機カウント料、カラオケ機器リース料、公用車リース料、パソコン・プリンタリース料、ＡＥＤリース料
	負担金及び交付金		10,894	研修費参加費
	公課費		0	
	一般管理費		631,507	
	小計①		42,731,992	
利用料収入等(税抜き)	利用料金		151,439	
	その他の収入		87,539	センター事業利用者負担金
	小計②		238,978	
指定管理料参考額（税抜き）③			42,493,014	①-②
指定管理料参考額（税込み）			46,742,315	③*1.1

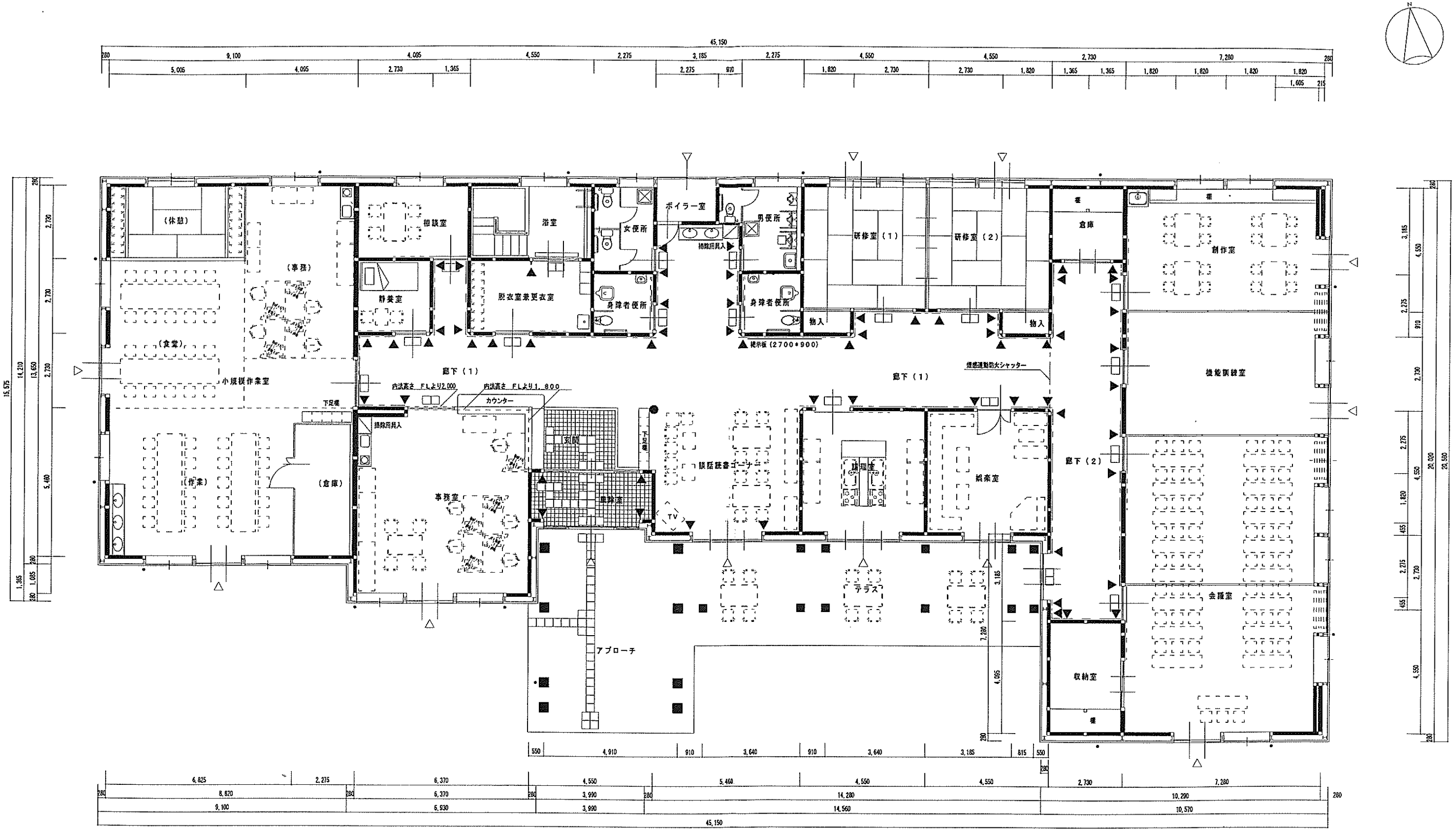

平 面 図 S=1:100

凡 例

- 手すり：φ40出入口部分垂直ブラケット使用（ネオウッド木目調：屋内用程度）
- 雨樋VPφ75
- 廊下手すり用点字表示板
- 点字タイル300*300

能代山本地区設計事業協同組合一級建築士事務所 一級建築士 （大臣） 登録 第167506号 柳谷 吉信 一級建築事務所（秋田県）知事登録 第98-03A-0027号 〒016-0171 能代市河戸川字前山45番地1 TEL0185-52-9891	承認	設計	担当		縮尺 1/100 設計年月日 平成14年12月	工事名称	在宅障害者支援施設建設工事（建築主体工事）	A-8 No.
						図面名称	平 面 図	

15